

○ 鹿児島県建設工事一般競争入札実施要領

(平成8年6月27日)

最終改正：令和元年10月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）において実施する一般競争入札に関し、法令、条例、規則その他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事前審査型一般競争入札

入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）の有無の確認を入札前に行う一般競争入札をいう。

(2) 事後審査型一般競争入札

入札参加資格の有無の確認を開札後に行う一般競争入札をいう。

(3) WTO対象工事

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札の対象とする工事は、原則として、設計額5千万円以上のものとする。

2 前項の工事のうち、WTO対象工事以外のものは、事後審査型一般競争入札によることができるものとする。

(入札の公告)

第4条 鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号。以下「契約規則」という。）第2条の規定に基づく一般競争入札の公告は、次の各号に掲げる方法で行うものとする。

(1) 県の掲示板への掲示

(2) 県のホームページへの掲載

2 WTO対象工事に係る一般競争入札の公告は、前項各号に掲げる方法のほか、県公報への登載を併せて行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 一般競争入札の入札参加資格を有するものは、次の各号のいずれにも該当する者又は次の各号のいずれにも該当する者をその構成員に含む特定建設工事共同企業体とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者

(2) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「資格審査要綱」という。）第2条第1項に規定する資格審査に合格した者

(3) 入札に付する工事と同種又は類似の工事の施工実績がある者

(4) 当該工事において適正と認められる監理技術者等を配置することができる者

(5) 鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者

(6) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者

(7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者（資本関係又は人的関係にある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

- (8) その他契約担当者（契約規則第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）が入札参加資格として必要と認める事項に該当する者（具体的に列挙する。）
- 2 前項第8号に規定する契約担当者が入札参加資格として必要と認める事項は、別に定める入札契約手続運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て、契約担当者が決定するものとする。

第2章 設計図書等の閲覧等 (設計図書等の閲覧)

- 第6条 設計図書等は、閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 2 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所を公告において明らかにするものとする。
- 3 設計図書等の閲覧は、公告後速やかに開始し、入札執行日の前日まで行うものとする。
- 4 設計図書等に対する質問書の提出があった場合は、当該質問書の内容に対する回答書（以下「回答書」という。）を閲覧に供するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 5 質問書の提出は、受付場所への持参により行うものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 6 質問書の受付期間及び受付場所を公告において明らかにするものとする。
- 7 質問書の受付期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から、入札執行日の5日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて5日）前までとする。
- 8 質問書の受付場所は、発注機関とする。
- 9 回答書の閲覧期間及び閲覧場所を公告において明らかにするものとする。
- 10 回答書の閲覧は、原則として、第7項に規定する質問書の提出期限日の翌日から起算して2日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて2日）後までに開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。
- 11 回答書の閲覧場所は、発注機関とする。

(現場説明会)

- 第7条 契約担当者は必要があると認めるときは、現場説明会を行うことがある。
- 2 現場説明会を行う場合には、現場説明会を行う旨及び現場説明会を行う日時、場所その他必要な事項を公告において明らかにしなければならない。
- 3 現場説明会は、第12条の手続が終了していることを確認（事前審査型一般競争入札の場合に限る。）の上、原則として、入札執行日の7日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて7日）前の日までに実施するものとする。

第3章 事前審査型一般競争入札

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出及び受付)

- 第8条 契約担当者は、事前審査型一般競争入札を執行しようとするときは、入札に参加することを希望する者（以下「入札参加希望者」という。）が入札参加資格を有するかどうかを確認するため、入札参加希望者から所定の期限までに入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 2 申請書及び資料は、公告において示す様式に従い作成し、入札参加希望者に持参させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 3 契約担当者は、第1項に規定する期限までに申請書及び資料を提出した者で、第11条第1項の規定により入札参加資格があると認めた者でなければ、当該入札に参加させることができない旨を公告において明らかにするものとする。
- 4 公告において示す様式は、申請書については別記様式1に、資料については別記様式2及び別記様式3に準じて作成するものとする。
- 5 申請書及び資料の提出期間は、原則として設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から起算

して10日間（当該期間に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて10日間）とするものとする。

- 6 申請書及び資料の受付期間及び受付場所を公告において明らかにするものとする。
- 7 申請書及び資料の受付期間は、公告の日の翌日から第5項に規定する提出期間の最終日（以下「提出期限日」という。）までとする。
- 8 申請書及び資料の受付は、発注機関において行うものとする。
- 9 その他、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
 - (1) 資料の作成にかかる費用は、提出者の負担とすること。
 - (2) 提出された資料は、入札参加資格の確認以外には、無断で使用することはできないこと。
 - (3) 提出された資料は返却しないこと。
 - (4) 資料提出に関する問い合わせ先
 - (5) その他契約当事者が必要と認める事項

（資料の内容）

第9条 資料の内容は次のとおりとし、公告において明らかにするものとする。

- (1) 施工実績
同種の工事の施工実績
- (2) 配置予定の技術者
配置予定技術者の資格、経歴、同種工事の経験等
- (3) その他契約当事者が必要と認める資料

（説明会の開催）

第10条 契約当事者は、必要があると認めるときは、入札参加希望者に対して、申請書等の作成についての説明会を開催するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

（入札参加資格の確認）

第11条 契約当事者は、運営委員会の議を経て、入札参加希望者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 前項の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行い、その結果を当該入札参加希望者に対し書面により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 3 入札参加資格がないと認めた者に対して前項の通知をするとき、入札参加資格がないと認めた理由及び所定の期間内に契約当事者に対し当該理由について説明を求めることができる旨を併せてするものとする。
- 4 前2項の規定による通知は、別記様式4により、原則として申請書及び資料の提出期限日の翌日から起算して7日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて7日）以内に行うものとする。

（入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明）

第12条 前条第1項の規定により、入札参加資格がないと認められた者は、同条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して2日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて2日）以内に、契約当事者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 前項の規定により説明を求めようとする者は、契約当事者に対し、当該説明を求める旨の書面を持参により提出することとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 3 前項の書面の提出先は、発注機関とし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 4 契約当事者は、第1項の規定により説明を求められたときは、原則として、同項に規定する提出期限日の翌日から起算して7日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて7日）以内に、当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
- 5 契約当事者は、説明請求者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項の通知を

取り消し、前項の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨の通知を行うものとする。

6 契約担当者は、第4項の回答及び前項の通知を行う場合は、運営委員会の議を経て行うものとする。

7 入札の執行は、前3項に規定する手続きが終了していることを確認の上行うものとする。
(入札の執行)

第13条 入札執行者は、事前審査型一般競争入札の執行に先立ち、契約担当者が入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを入札参加者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第14条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨並びに契約担当者により入札参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定時点において指名停止を受けている者等落札決定時点において入札参加資格のない者のした入札は無効とする旨を公告において明らかにするものとする。

第4章 事後審査型一般競争入札

(入札参加申込書)

第15条 契約担当者は、事後審査型一般競争入札を執行しようとするときは、入札参加希望者から、所定の期限までに入札参加申込書に資格審査要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知(以下「資格審査結果通知」という。)の写しを添付して提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。ただし、入札参加希望者が特定建設工事共同企業体であるときは、入札参加申込書に添付させる書類は、当該特定建設工事共同企業体の協定書の写し及び各構成員に係る資格審査結果通知の写しとする。

2 入札参加申込書は、公告において示す様式に従い作成し、入札参加希望者に提出させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

3 契約担当者は、第1項に規定する期限までに同項の入札参加申込書及び添付書類(以下「入札参加申込書等」という。)を提出した者でなければ、当該入札に参加することができない旨を公告において明らかにするものとする。

4 公告において示す入札参加申込書の様式は、別記様式5に準じて作成するものとする。

5 入札参加申込書等の提出期限は、原則として入札の日時までとし、その提出場所と併せて公告において明らかにするものとする。

6 契約担当者は、入札参加希望者から入札参加申込書等が提出されたときは、受付印を押印した入札参加申込書の写し(以下「受付済の申込書(写)」という。)を当該入札参加希望者に交付するものとする。ただし、入札の日に入札参加申込書等を提出した者については、受付済の申込書(写)の交付を省略することができるものとする。

(入札の執行)

第16条 入札執行者は、事後審査型一般競争入札の執行に先立ち、前条第6項の受付済の申込書(写)を入札参加者に提示させるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。ただし、同項但し書の規定により、受付済の申込書(写)の交付を省略された者については、この限りでない。

2 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めることとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第17条 入札参加資格のない者及び虚偽の申請又は申込みを行った者のした入札並びに入札説明書及び現場説明において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を

公告において明らかにするものとする。

(落札候補者の決定)

- 第18条 入札執行者は、事後審査型一般競争入札を執行したときは、開札後、落札者の決定を保留し、有効な入札を行った者で、予定価格の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格以上で予定価格の範囲内の最低の価格）をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者に決定するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。この場合において最低価格入札者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定の例により、くじにより落札候補者を決定するものとする。
- 2 入札執行者は、前項の規定により落札候補者を決定したときは、所定の期限までに当該落札候補者から第8条第1項の申請書及び資料の提出を求めるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
 - 3 前項の申請書及び資料の提出期限は、原則として、開札の日の翌日から起算して2日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて2日）以内とする。

(入札参加資格の事後確認)

- 第19条 契約担当者は、運営委員会の議を経て、落札候補者の入札参加資格の有無について確認を行うものとする。
- 2 前項の確認は、原則として、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して7日（その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて7日）以内に行い、その結果を当該落札候補者に対し書面により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
 - 3 入札参加資格がないと認めた者に対して前項の通知をするときは、入札参加資格がないと認めた理由及び所定の期間内に契約担当者に対し当該理由について説明を求めることができる旨を併せてするものとする。
 - 4 前2項の規定による通知は、別記様式4により行うものとする。

(落札者の決定)

- 第20条 契約担当者は、前条第1項の確認の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者に決定するものとする。
- 2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その旨を当該落札者及びその他の入札参加者に書面により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。
 - 3 前項の規定による通知は、別記様式6により行うものとする。

(新たな落札候補者の入札参加資格の確認)

- 第21条 契約担当者は、第19条第1項の確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、予定価格の範囲内で当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者（落札候補者をくじで決定した場合における落札候補者以外の最低価格入札者を含む。以下「次順位者」という。）を新たな落札候補者に決定し、その旨及び第8条第1項の申請書及び資料の提出を求める旨を書面により通知して当該新たな落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。この場合において、次順位者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定の例により、くじにより新たな落札候補者を決定するものとする。
- 2 第18条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の新たな落札候補者に係る入札参加資格の確認及び落札者の決定の手続きに準用する。この場合において、第18条第3項中「開札の日」とあるのは、「申請書及び資料の提出を求める旨の通知を受けた日」と読み替えるものとする。
 - 3 契約担当者は、前項の規定により準用する第19条第1項の確認の結果、第1項の新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札者を決定するまで、順次、同項の例に

より新たな落札候補者を決定して当該新たな落札候補者の入札参加資格の有無を確認するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

4 第1項の規定による通知は、別記様式7により行うものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第22条 第19条第1項(前条第2項の規定により準用される場合を含む。)の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、同条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して2日(その日に県の休日が含まれるときは、当該県の休日を除いて2日)以内に、契約担当者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

2 第12条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、事後審査型一般競争入札において入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明に係る手続きに準用する。

3 契約担当者は、第1項の規定により説明を求められたときは、説明請求者に対する回答を決定するまで、前条第1項の新たな落札候補者の入札参加資格の確認を中断するものとする。

4 契約担当者は、説明請求者に入札参加資格があると認める場合には、運営委員会の議を経て第19条第3項の通知及び前条第1項の新たな落札候補者の決定を取り消すとともに、当該説明請求者を落札者に決定するものとする。

5 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定したときは、その旨を当該落札者及びその他の入札参加者に書面により通知するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

6 契約担当者は、第4項の規定により前条第1項の新たな落札候補者の決定を取り消したときは、その旨を当該落札候補者に書面により通知するものとする。

7 第5項の規定による通知は、別記様式6により、前項の規定による通知は、別記様式8により行うものとする。

第5章 雑 則

(入札結果等の公表)

第23条 入札結果、入札に参加しようとした者の名称、その者のうち資格がなく参加できなかった者の名称及び理由並びに契約内容の公表は、「公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」(平成13年3月30日)に基づき行うものとする。

(その他)

第24条 一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項及びこれらにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領の一部を改正し、平成8年6月27日から施行し、同日以後の工事から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行し、同日以後に入札の手續に着手した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年1月23日から施行し、同日以後に入札の手續に着手した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年9月17日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鹿児島県

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のあった 工事に係る入札に参加する資格の確認について、下記のとおり誓約し、申請します。

記

1 次に掲げる者でないこと

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日制定）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当する者
- (3) 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者（手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第5条第5号の規定による知事の入札参加資格の審査を受けて入札参加資格を有すると認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。）

2 次の添付書類の内容については、事実と相違ないこと

- (1) 入札説明書に定める施工実績を記載した書面
- (2) 入札説明書に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- (3) その他資格要件の確認に必要な資料

様式 2

同 種 工 事 の 施 工 実 績

企 業 名		
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受注形態等	
工 事 概 要	施 工 延 長	
	工 種 ・ 工 法	
	工 事 内 容 等	

記入上の注意

- 1 工事が完成し、引き渡しが行われているものを記載すること。
- 2 資格要件を満たすものを記載すること。
- 3 日本国内におけるものを記載すること。

様式 3

主任技術者等の資格・工事経験

氏 名		
法令による免許		
工 事 概 要	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受注形態等	
	従 事 役 職	
工 事 内 容	工種・工法	
	工事内容等	

記入上の注意

- 1 工事が完成し、引き渡しが行われているものを記載すること。
- 2 日本国内におけるものを記載すること。
- 3 従事役職は、監理技術者又は主任技術者のいずれかを記入すること。

様式 4

入 札 参 加 資 格 確 認 通 知 書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

鹿児島県

先に申請のあった下記の工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入 札 公 告 日	令和 年 月 日
工 事 名	工事
工 事 場 所	市 町 地内
入 札 参 加 資 格 の有無	有 ・ 無
入札参加資格がない と認めた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日 () までに へ
その旨を記載した書面を提出してください。

入札参加申込書

令和 年 月 日

契約担当者 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

令和 年 月 日付けで公告のあった下記工事の競争入札に参加したいので、同公告に定める入札に参加するものに必要な資格を有するとともに入札に関する条件を遵守することを誓約し、入札参加を申し込みます。

併せて、同工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に抵触する行為は一切行っていないこと及び今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、後日、同条の規定に抵触する行為が明らかになった場合には、契約を解除され、又は工事請負契約書第47条の2の規定による損害賠償金を請求されても異議は申し立てません。

また、鹿児島県談合情報処理要領第11条又は第12条の規定により、入札が無効となり、入札参加者のいずれとも契約を締結しない場合並びにこの入札参加申込書の写しが、公正取引委員会及び警察本部に送付された場合も異議は申し立てません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所

様式6その1（落札者用）

落札者決定通知書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

鹿児島県

あなたを下記の工事に係る一般競争入札の落札者に決定したので通知します。
については、令和 年 月 日（ ）までに記名押印した契約書の案を提出してください。

記

入札公告日	令和 年 月 日
開札日	令和 年 月 日
工事名	工事
工事場所	市 町 地内
落札金額	
契約書案の提出先	名 称 所在地 電話番号

（注）落札金額は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じたものである。

様式6その2（入札参加者用）

落札者決定通知書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

鹿児島県

あなたが参加した下記の工事に係る一般競争入札の落札者を決定したので通知します。

記

入札公告日	令和 年 月 日
開札日	令和 年 月 日
工事名	工事
工事場所	市 町 地内
落札者名	
落札金額	

（注）落札金額は、入札書に記載された金額に100分の110を乗じたものである。

落札候補者決定通知書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

鹿児島県

下記の工事については、開札日に決定した落札候補者の入札参加資格を確認した結果、当該落札候補者に入札参加資格がないと認めたことから、あなたを同工事の新たな落札候補者に決定したので通知します。

については、令和 年 月 日（ ）までに入札説明書に定める入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を提出してください。

なお、入札参加資格の有無の確認結果は、提出期限の日の翌日から起算して概ね7日以内（県の休日を除く。）に決定し、書面により通知します。

記

入札公告日	令和 年 月 日
開札日	令和 年 月 日
工事場所	市 町 地内
申請書等の提出先	名称 所在地 電話番号

※ 留意事項

- ① 提出期限までに申請書等が提出されないときは、落札候補者の資格を失うこととする。
- ② 入札参加資格がないと認められた者が、その理由について説明を求めた場合は、その回答を決定するまで、新たな落札候補者の入札参加資格の確認を中断する。
- ③ ②により説明を求めた者の入札参加資格を再度確認した結果、入札参加資格があると認めるときは、当該説明を求めた者を落札者に決定することとし、新たな落札候補者の決定は、取り消す。

様式 8

落札候補者決定の取消通知書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

鹿児島県

あなたを下記工事の落札候補者に決定したことについては、令和 年 月 日付けで通知したところですが、下記の理由により、この決定を取り消します。

記

入札公告日	令和 年 月 日
開札日	令和 年 月 日
工事名	工事
工事場所	市 町 地内
落札候補者決定を取り消した理由	